

第 60 号議案

神戸市立児童センター条例の一部を改正する条例の件

神戸市立児童センター条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和 7 年 9 月 2 日提出

神戸市長 久 元 喜 造

神戸市立児童センター条例の一部を改正する条例

神戸市立児童センター条例（令和 4 年 3 月条例第 31 号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第 1 号及び第 2 号において「改正部分」という。）及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第 1 号及び第 3 号において「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- （1）改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- （2）改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- （3）改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
別表（第 9 条関係） （1）、（2）〔略〕 （3）駐車場の使用料 1 台 <u>30 分</u> につき <u>250 円</u> の範囲内において規則で定める額。この場合において、 <u>30 分</u> 未満の端数が生じたときは、 <u>30 分</u> として計算する。	別表（第 9 条関係） （1）、（2）〔略〕 （3）駐車場の使用料 1 台 <u>20 分</u> につき <u>100 円</u> の範囲内において規則で定める額。この場合において、 <u>20 分</u> 未満の端数が生じたときは、 <u>20 分</u> として計算する。

附 則

この条例は、令和 8 年 1 月 1 日から施行する。

理 由

駐車場使用料の改定を行うに当たり、条例を改正する必要があるため。